無縁墳墓等改葬公告

墓地地利用向上の為に無縁墳墓等を改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月一日

一、墳墓等所在地　埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目二七三三番地

一、墳墓等の名称　吉祥院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び名全て不詳

石井家、執見家、平田家、橋本家、石橋家

一、改葬を行おうとする者　埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目二七二四番地　宗教法人吉祥院

代表役員　丸山　劫外

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に久しく祀られていない無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十月一日

一、墳墓等所在地　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字一の坪一八七番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲六一番地　辛上墓地管理組合　組合長　伊藤　邦弘

平成二十四年十月一日

一、墳墓等所在地　兵庫県神崎郡市川町神崎字高町七七〇番ノ一

一、墳墓等の名称　福渡西墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県神崎郡市川町神崎七二〇番地　代表者　上月　達男

無縁墳墓等改葬公告

吉野ヶ里歴史公園公園整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者（祭祀承継者）並びにこれら墓所に埋葬されている死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月一日

一、墳墓等所在地　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字一の坪一八七番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲六一番地　辛上墓地管理組合　組合長　伊藤　邦弘

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 10 月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①宴会王株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5943号　④宴会王株式会社　東京都中野区中野二丁目29番５号　代表取締役　藤木由起夫　⑤本社営業所　東京都中野区中野二丁目29番５号山内ビル６階　⑥平成19年８月１日　⑧平成24年８月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区中野二丁目29番５号　宴会王株式会社　代表取締役　藤木由起夫

Ｂ　①株式会社コスモジャパン　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―733号　④株式会社コスモジャパン　福岡県福岡市博多区奈良屋町10番21号　代表取締役　國府昭一　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区奈良屋町10番21号　⑥平成22年９月１日　⑧平成24年９月３日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区奈良屋町10番21号　株式会社コスモジャパン　代表取締役　国府昭一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年 10 月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①難波連合案内所　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―521号　④岡本喜美子　尼崎市長洲本通１丁目15番18―204号　⑤本社営業所　尼崎市長洲本通１丁目15番18―204号　⑥平成５年６月14日　⑦平成24年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社江田工業（メモリー観光）　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―610号　④株式会社江田工業　下野市小金井1799番地14　代表取締役　江田俊夫　⑤本社営業所　下野市緑１―４―４　⑥平成16年12月３日　⑦平成24年８月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①ＫＯＫＵＳＡＩ　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２―559号　④岡本晴信　京都市左京区一乗寺向畑町28番地　⑤本社営業所　京都市左京区一乗寺向畑町28番地　⑥平成19年９月18日　⑦平成24年８月31日　京都府知事登録旅行業第３―559号　⑧160万円　⑨1100万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博